

大仙市新設農業法人育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市において集落営農を母体とした集落型農業法人などの農業法人が着実に増加しており、これに伴って担い手への農地集積も順調に推移しているが、更なる農地の集積とともに農業法人による新規就農者の雇用、経営の複合化や6次産業化など、多種多様な農業法人を確保・育成する必要があるため、設立して間もない農業法人の経営安定のための活動費用を支援し、本市農業の活性化に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市は、大仙市補助金等の適正に関する条例（平成17年大仙市条例第60号）及び大仙市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年大仙市規則第62号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する農業法人とする。

- (1) 平成28年1月から平成32年12月までに設立した農業法人（1戸1法人を除く）であり、設立後3年を経過していないこと。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、市内に主たる事務所を有すること。
- (3) 大仙市を事業区域に定め、おおむね年間を通じて農業を営む事業体であること。
- (4) 地域の人・農地プランの中心経営体に位置付けられており、かつ、1集落あるいは複数集落を単位として、話し合いによる合意形成を基礎としながら、対象地域の全農家のうち概ね過半の参加又は次のいずれかに該当する対象地域の農用地の集積若しくは集積を目標として農業生産活動を実施すること。
 - ア 集落、地域の農用地の過半をすでに集積していること
 - イ 集落、地域の農用地の過半を3年後に集積する目標が定められていること
 - ウ 集落、地域の生産調整面積の過半をすでに集積していること
 - エ 集落、地域の生産調整面積の過半を3年後に集積する目標が定められていること
 - オ 20ha以上の農地をすでに集積していること

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（会合、研修等における飲食費及び備品、機器、機械の購入費（第4条第2号に該当するものを除く。）を除く。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 農業法人が税理士へ会計業務を委託する経費及び社会保険労務士など専門家からの診断に要する経費
- (2) 農業法人が行う作目ごとの経理など、財務管理に必要な機器やソフトウェアの整備に要する経費
- (3) 農業法人が行う製造業、販売業に必要な営業許可や食品衛生管理者等の資格など、経営戦略上必要な許認可や資格の取得に要する経費（大型特殊やけん引など汎用性の高い技能資格は除く。）
- (4) 農業法人が行う業務・加工用野菜など、新規部門に新たに取り組むための調査に要する経費（試験栽培ほ場の設置、残留農薬分析、加工技術研修など）
- (5) 農業法人が行う試作品の作成費（デザイン等含む。）
- (6) 農業法人が行う商談会への参加や研修、取引相手との打ち合わせに要する経費
- (7) その他（農林部長が特に認める経費）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除いた額の4分の1以内とし、限度額は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 設立1年目の農業法人 15万円
- (2) 設立2年目の農業法人 10万円
- (3) 設立3年目の農業法人 5万円

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする農業法人（以下「申請者」という。）は、大仙市新設農業法人育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 大仙市新設農業法人育成事業実施（変更）計画書（様式第2号）
- （2） 補助対象者要件確認書（様式第3号）
- （3） 補助対象者の要件を満たすことが確認できる書類

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。